

開発行為等に係る手続きについて

糸満市内で開発行為等をする場合、関係各課での手続きが必要な場合があります。開発行為等の着手前に手続きが必要か確認してください。

関係各課		所在	電話番号	主な手続きの内容	該当の有無
総務部	財政課	4 階	840-8120	・ 市有地等の普通財産の管理に関すること。	☐ 有 ☐ 無
企画部	政策推進課	4 階	840-8122	・ 国土利用計画法に基づく土地売買等の届出に関すること。 (市街化区域では 2,000 m ² 以上、市街化調整区域では 5,000 m ² 以上の土地売買等の契約を締結したとき、届出が必要な場合があります。)	☐ 有 ☐ 無
				・ 公有地拡大の推進に関する法律に基づく届出・申出に関すること。 (▶①[届出]／市街化区域に所在する 5,000 m ² 以上の土地を有償で譲渡(売買や交換等)するとき、届出が必要な場合があります。▶②[申出]／都市計画区域内に所在する 200 m ² 以上の土地について、地方公共団体等による買取りを希望するとき、申し出をすることができます。)	☐ 有 ☐ 無
				・ 自然公園法に関すること。 (沖縄戦跡国立公園内で工作物(建築物、太陽光パネル、風力発電施設等)の設置、木竹の伐採、土地の形状変更、広告物の設置等をするとき、事前に申請・届出が必要な場合があります。)	☐ 有 ☐ 無
				・ 糸満市開発行為に関する指導要綱に関すること。 (①開発区域の面積が 1,000 m ² 以上の開発行為(切土、盛土等)、②開発区域の面積が 1,000 m ² 未満であっても、災害や公害を誘発すると思われる開発行為、③一定区域内において連続して行う開発行為で、その開発区域の面積が 1,000 m ² 以上に達した場合には、事前協議の申請が必要な場合があります。)	☐ 有 ☐ 無
市民健康部	市民生活環境課	3 階	840-8124	・ 墓地・納骨堂・火葬場の経営許可等に関すること。 (墓地等を設置経営するとき、事前に許可を得る必要があります。)	☐ 有 ☐ 無
				・ 騒音規制法及び振動規制法に関すること。 (騒音規制法及び振動規制法に係る特定建設作業を行う場合、作業開始の 7 日前までに市へ当該作業実施の届出を行う必要があります。) (騒音規制法及び振動規制法に係る特定施設を設置しようとする場合は、設置の工事開始の 30 日以上前までに届出を行う必要があります。)	☐ 有 ☐ 無

市民健康部	市民生活環境課	3 階	840-8124	・糸満市生活環境保全条例に関すること。 （市生活環境保全条例に基づき、特定施設（悪臭・騒音）を設置しようとする場合は、その特定施設の設置工事開始の 30 日前までに届け出る必要があります。（市条例 6 条）） （市生活環境保全条例に基づき、市が公害の防止について協定の必要があると認めた事業者は、市長の求めに応じ公害防止協定を締結し、当該協議事項を誠実に履行していただく必要があります。） （事業者は、その事業活動による公害を防止するために自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力していただく必要があります。（市条例第 3 条））	☐ 有 ☐ 無
				・赤土等流出に関すること。 （事業行為に伴って発生する赤土等の流出が発生する恐れがある場合、沖縄県赤土等流出防止条例を遵守すること。） ※沖縄県赤土等流出防止条例に関するお問い合わせ先は、沖縄県南部保健所（TEL：098-889-6846）です。	☐ 有 ☐ 無
				・アパート等のごみ排出方法に関すること。 （アパート等を建築するとき、建築確認申請前にごみ排出方法について調整する必要があります。）	☐ 有 ☐ 無
経済部	農政課	2 階	840-8134	・糸満農業振興地域整備計画に関すること。 （開発区域が糸満農業振興地域整備計画において農用地区域に指定されている場合、事前に許可を得る必要があります。）	☐ 有 ☐ 無
				・沖縄中南部地域森林計画に関すること。 （開発区域が沖縄中南部地域森林計画において森林区域に指定されている場合、事前に伐採届等が必要となります。）	☐ 有 ☐ 無
	農業委員会事務局	2 階	840-8150	・農地転用に関すること。 （開発区域が登記簿上、又は現況で農地（田、畑）となっている場合、農地転用が必要となります。）	☐ 有 ☐ 無
	農村整備課	2 階	840-8136	・農道・里道・水路等の調整に関すること。 （本市田園環境整備マスタープランに基づき、指定された環境創造区域は、具体的な環境配慮対策を実施する区域であり、その対策方法等について、事前調整が必要となります。） ・地下水の採取又は地下水を採取する目的の地下掘削に関すること。 （条例で定められた地下水保全区域における、地下水の採取等について、事前調整が必要となります。）	☐ 有 ☐ 無
	商工水産課	3 階	840-8137	・鉱業法に関すること。	☐ 有 ☐ 無

				・ 漁業権に関すること。	
建設部	建設課	3 階	840-8138	・ 道路占用許可等に関すること。	☐ 有 ☐ 無
				・ 道路工事施工承認等に関すること。	☐ 有 ☐ 無
				・ 里道・水路等の調整に関すること。	☐ 有 ☐ 無
				・ 開発許可申請に関すること。	☐ 有 ☐ 無
	まちづくり課	3 階	840-8141	・ 地区計画区域内の行為の届出に関すること。	☐ 有 ☐ 無
				・ 特別工業地区の規制の確認に関すること。	☐ 有 ☐ 無
				・ 計画道路等都市計画施設の調整に関すること。	☐ 有 ☐ 無
				・ 糸満市風景づくり条例に関すること。 (▶①[建築物]／高さ 10mを超える建築物、又は延べ面積が 500 ㎡を超える建築物の場合、事前に届出が必要となります。▶ ②[工作物]／高さ 10m (垣、柵等は 2 m 超える場合、太陽光発電設備(パネル面積が 50 ㎡を超える場合等)、又は築造面積 500 ㎡を超える工作物の場合、▶③[その他]／木竹の伐採 500 ㎡以上の場合は、事前に届出が必要となります。)	☐ 有 ☐ 無
				・ 電波障害に関する届出に関すること。	☐ 有 ☐ 無
				・ 都市計画区域に関すること (区域区分 (市街化区域、市街化調整区域)、用途地域、建ぺい率、容積率の確認)	☐ 有 ☐ 無
				・ 住居表示に関すること	☐ 有 ☐ 無
真栄里 事業推進局	真栄里事業推進課	4 階	995-9090	・ 工場立地法に基づく届出に関すること。 (工業団地内への工場建設等については緑地設置の必要となる場合があるため事前相談が必要となります。)	☐ 有 ☐ 無
水道部	工務課	1 階	995-2457	・ 水道の接続に関すること。 (水道施設設備について、配水計画、設計条件、消火栓設置、費用負担その他必要と認める事項について開発行為申請前に協 議が必要となります。開発行為申請時には事前協議に基づく実施設計書を提示し、内容により別途申請承認が必要となります。)	☐ 有 ☐ 無
			840-8145	・ 公共下水道 (汚水) の接続に関すること。	☐ 有 ☐ 無
		1 階	840-8162	・ 農業集落排水処理施設の接続に関すること。	☐ 有 ☐ 無
教育委員会 教育部	生涯学習課	5 階	840-8163	・ 文化財保護法に関すること。 (各種開発を行う場合、事前に連絡及び調整が必要となります。又、開発行為等で新たに埋蔵文化財を発見した場合、速やか に連絡及び調整が必要となります。)	☐ 有 ☐ 無

糸満市消防署	警防課	糸満 消防署	992-3661	・ 消防水利施設等の設置に関すること (各種開発を行う場合、事前に消防水利施設等の設置、進入路及び消防活動用用地の確保について協議を行う必要があります。)	☐有 ☐無
--------	-----	-----------	----------	---	---